

平成28年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成28年 5月10日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会（開議） 平成28年 5月10日（火）9時36分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 米澤 壽重 議員 13番 遠藤 義光 議員

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
6番 平田 文夫	11番 高宮 陽一	

1. 欠席議員

5番 前田 芳樹
 15番 福田 晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 鳥井 登
副町長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 山本 和博	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	五箇支所長 増原 和彦
福祉課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
保健課長 平田 芳春	布施支所長補佐 竹本 久
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 3名

1. 町長提出議案の題目

議 第55号 工事請負契約の締結について〔H28 災第1号久見漁港沖防波堤災害復旧工事〕

議 第56号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕

議 第57号 工事請負契約の締結について〔町道油井4号線災害防除工事〕

議 第58号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町水産業振興センター〕

議 第59号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕

議 第60号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町都万漁港海岸環境施設〕

1. 議員提出議案の題目

発委第 1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第 2号 隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成28年第2回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（開議宣告 9時36分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により、12番：米澤壽重 議員、13番：遠藤義光 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第55号「工事請負契約の締結について〔H28 災第1号久見漁港沖防波堤災害復旧工事〕」から議第60号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町都万漁港海岸環境施設〕」までの6件を議題とします。

日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

みなさんおはようございます。

大型連休も終わりましたが、いよいよこれから田植えのシーズンが始まるという大変ご多用の中を本日は第2回目になります臨時議会を招集させていただきましたが、前田議員・福田議員、体調を崩され入院加療中でございますが、一日も早くお元気になられることを願っているところでございます。

先ほど議長からもお話がございましたが、先の熊本地震の件ですが、昨日水産庁から漁業整備課の課長補佐と職員がお出でになられまして、先週ですか熊本に国の職員も交替で出かけていらっしゃるようですが、行きました折に震度3、4の地震にあったようですが下から突き上げるような感じで本当に大変な状況ですというお話をお伺いいたしました。何といたしますか余震がいつまで続くやら、いつ終わるのか分からないという状況でございまして、隠岐の関係の方々もいらっしゃるかと思います。安部さんの所では施設を整備いたしまして、たとえ短期間であっても希望があればお受けしたいということで向こうにも連絡をとりお礼の手紙をいただいたり、また職員の動員等につきましても県当局からの連絡を待ちながらそれなりに対応し、一日も早い復帰、復興を祈っているところであります。

今日は6件の議案を上程させていただきますが、どうぞひとつよろしく願いいたします。提案をいたしました諸議案についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、議第55号の「工事請負契約の締結について〔H28 災第1号久見漁港沖防波堤災害

復旧工事)」についてご説明を申し上げます。

去る4月26日、4者によりまず指名競争入札を執行いたしました。株式会社金田建設が落札をいたしましたので、同社と契約金額1億4,256万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第56号の「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（2期工事）〕について、去る4月28日に13者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社三晃空調隠岐出張所が落札をいたしましたので、同社と契約金額6,912万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第57号の「工事請負契約の締結について〔町道油井4号線災害防除工事〕」についてであります。去る4月28日に9者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社田島組が落札をいたしましたので、同社と契約金額1億152万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第58号から議第60号までの3件の議案につきましては、「指定管理者の指定について」であります。

本町が設置いたしております公の施設「隠岐の島町水産業振興センター」、「隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設」及び「隠岐の島町都万漁港海岸環境施設」の管理運営の指定管理者を行わせることとし、施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本日は、以上6件の議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願いを申し、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時44分）

（全員協議会開会宣告 9時44分）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時19分)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時19分)

(全員協議会開会宣告 10時19分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時39分)

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第55号「工事請負契約の締結について〔H28 災第1号久見漁港沖防波堤災害復旧工事〕」から議第60号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町都万漁港海岸環境施設〕」までの6件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なしの声」を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なしの声」を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第55号「工事請負契約の締結について〔H28 災第1号久見漁港沖防波堤災害復旧工事〕」から議第60号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町都万漁港海岸環境施設〕」までの6件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第55号から議第60号までの6件は原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 8. 「議員提出議案の上程及び審議」

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり 2 件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第 1 号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について及び発委第 2 号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」についての 2 件を一括して、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

議会運営委員長：6 番 平田文夫 議員

〇6 番（平田文夫）

発委第 1 号 「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

平成 28 年 5 月 10 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 平田文夫

隠岐の島町議会議長 高宮陽一様

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日に新たに設置された「大規模事業課」を産業建設常任委員会の所管に追加する改正をするものであります。

発委第 2 号 「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

平成 28 年 5 月 10 日提出

提出者 議会運営委員会委員長 平田文夫

隠岐の島町議会議長 高宮陽一様

隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

次に、発委第1号及び発委第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号及び発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号及び発委第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成28年第2回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

（閉会宣告 10時45分）

以下余白